

平成 22 年 3 月 1 日

承認製造事業者 殿
承認外国製造事業者 殿

日本電気計器検定所
検定管理部
型式試験グループ

特定計量器検定検査規則一部改正に伴う型式承認申請時のお願いについて

昨年 4 月、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下、「検則」という。）の技術基準に引用可能な規格として日本工業標準規格（JIS）が制定され、さらに当該 JIS を検則に引用するため、検則が平成 22 年 3 月 1 日一部改正されました。また、検則改正前の技術基準に則って承認された型式に対しては、計量法（平成 4 年法律第 51 号。）第 80 条等の技術基準適合義務の特例として、検則の改正後 8 年間製造を可能とする経過措置（平成 30 年 2 月 28 日まで）が執られました。

これにより、当該計器を経過措置後に製造するためには、経過措置満了の期日までに新しい技術基準により型式の承認を取得することが必要となります。

つきましては、前述の内容に該当する型式承認の申請予定がある場合、お手数でございますが事前にご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

さらに、経過措置の終了直前に当該計器の申請が偏りませんよう、型式申請の平準化にもご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

連絡先

日本電気計器検定所 検定管理部 型式試験グループ

TEL:03-3451-3391

E-mail:keishikika@jemic.go.jp